

答申（制）第 2 1 号
平成 2 7 年 4 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二

特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 2 月 2 0 日付け 2 6 税第 3 1 6 号で諮問があったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

<主文 1 >

案 1 特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の内容については、概ね【適当な・妥当な】ものと認められるが、不正確な表現等が一部に見られるので、適宜の見直しをされたい。

案 2 特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の内容について特段の問題は認められないが、不正確な表現等が一部に見られるので、適宜の見直しをされたい。

<主文 2 >

案 1 また、評価書の内容及びその運用のさらなる充実に寄与すると考えられる事項を以下に示すので、必要に応じた見直しを行い、特定個人情報保護のための万全の措置を【講じられたい・講じることを望む】。

案 2 また、評価書の内容及びその運用のさらなる充実に寄与すると考えられる事項を以下に示すので、必要に応じた見直しをされたい。

<主文 2 「以下」 >

- （ 1 ）特定個人情報の安全管理に関する責任者を明確に定め、ガバナンス体制を整備したうえで、監査体制、職員の教育体制、運用マニュアル等を整備すること
- （ 2 ）県税総合システムにおける操作ログの必要に応じた確認
- （ 3 ）委託業者及び再委託業者に対する適切な監督及び監督責任の明確化
- （ 4 ）県税総合システムのバックアップデータに係るリスク対策の評価書への記載
- （ 5 ）監査及び自己点検における実効性の確保
- （ 6 ）県税総合システムを取り扱う職員に対する個人情報保護に関する研修の定期的な受講の義務付け